

Works University

労働政策講義 2024

08 開業支援



08 開業支援

イントロダクション	1
1. 日本の開業支援策	4
(1) これまでの開業支援策	4
(2) 中小企業組合制度	11
(3) JOIC	12
2. 米国のスモールビジネス政策と開業の実態	14
(1) クリントン政権以降のスモールビジネス政策	14
(2) 開業の実態 — 個人事業主と自営	15
(3) 会社設立	16
(4) エンジェル投資家	16
3. 日本への示唆	18
(1) 労働市場改革 — 柔軟性とセーフティネット	18
(2) 仕事支援、生活支援の拡大	18
(3) ワンストップセンターの創設	18
(4) 合同会社 — 日本版 LLC の促進	19
参考資料の URL 一覧	20

08 開業支援

イントロダクション

「アントレプレナー (entrepreneur)」は、もともとフランス語で仲買人という意味だったが、現在では完全に英語化し、「起業家」「企業家」という意味で使われている。英語話者は、この言葉に「リスクを認識しながらも自分で事業を起こす冒険家」というニュアンスを感じ取る。

「アントレプレナー」の事業の起こし方はさまざまである。最初から法人化する場合もあれば、個人事業主としてスタートする場合もある。日本でも、「アントレプレナー」という言葉を雑誌などで目にするようになったが、「会社員」「公務員」といった「雇われる者」を好む傾向が強く、自ら開業する者は少ない。これは、日本独自の「就社型長期雇用」「年齢をベースにした年功賃金」という特色が、極めて安定した雇用を労働者に保障しているからである。公務員の場合は、さらに手厚い身分保障が約束されている。学生の人気職業アンケートで公務員が上位に入っているのは、先進国では日本くらいではないだろうか。

日本の開業率・廃業率は米国や欧州主要国と比べ、低い水準で推移しており、開業率の2021年の数値は4.4%である(図表1)。開業率・廃業率の計算方法、統計の取り方は各国で異なるため、単純に比較はできないものの、開業率が全般的に低いのは産業全体の新陳代謝が活性化されていないことを意味し、望ましい状態とはいえない。

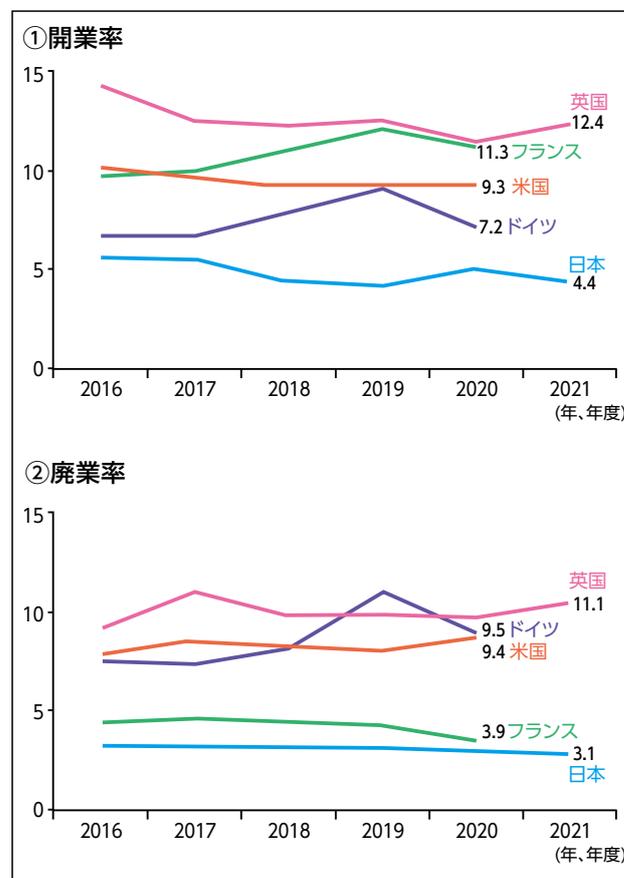
なぜこのような差が生まれたのか。起業活動に関する国際的な調査研究を行うGlobal Entrepreneurship Monitorが実施している調査結果から、その理由を窺うことができる。

「起業を望ましい職業選択と考える人の割合」は、国によって大きく異なる。インドは82.5%、中国は72.1%、英国は71.7%、フランスは67.8%、ドイツは61.2%、米国は75.9%、韓国は58.9%と諸外国では50%超の結果に対して、日本はわずか23.8%であ

る(2022年の数字、Global Entrepreneurship Monitor 2023)¹。安定雇用を好む日本人の国民性からリスクの大きい起業を嫌っていることが主因だと考えられるが、政府は日本において起業が活発でないことに危機感を抱いている。

図表1 開業率の国際比較

(単位: %)



出所: 中小企業庁「中小企業白書 小規模企業白書 2023年版」

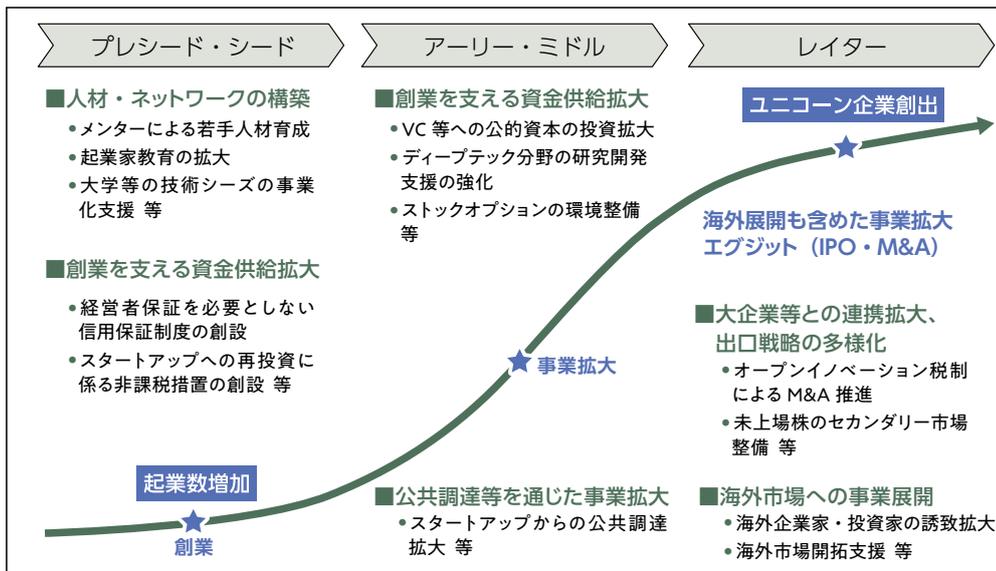
1 世界50カ国の18歳から64歳までを対象として行った調査で、「あなたの国の多くの人たちは、新しいビジネスを始めることが望ましい職業の選択であると考えている」という質問に「はい」と回答した割合。

政府は、スタートアップこそ課題解決と経済成長を担うキープレイヤーであるという考えに基づき、経済産業省が2022年11月に、①人材・ネットワークの構築、②資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進、を3本柱としてスタートアップへの投資額を5年で10倍にすることを目標とする「スタートアップ育成5か年計画」を決定した(詳細後述)。

2023年6月には「統合イノベーション戦略2023」を閣議決定し、スタートアップ育成5か年計画を軸に、世界に伍するスタートアップ・エコシステムの形成を目指し、スタートアップへ強力な支援を行う予定である。具体的には、イノベーションの源泉となる大学などを中核とするイノベーション・エコシステムを形成し、ディープテック分野を中心とする大規模なスタートアップを創出するため、強化されたSBIR制度²の活

用やグローバル・スタートアップ・キャンパス構想の具体化、ディープテック・スタートアップ支援事業を通じたディープテック分野のスタートアップの事業化・社会実装への支援強化や公共調達への拡大、起業家層の拡大、成長志向の資金循環形成、さらには大学の知財ガバナンスの向上を進める。成長の原動力となるスタートアップを創出する起業家・従業員へのインセンティブ付与としてストックオプション制度の必要な見直しなどに手を付けるとともに、5年間1,000人派遣プログラムの確実な推進、メンターによる若手人材育成の取り組みの拡大、「Society 5.0の実現に向けた教育・人材育成に関する政策パッケージ」を踏まえた初等・中等教育段階における探究学習やSTEAM・アントレプレナーシップ教育の抜本強化、希望する全ての大学生等に対する質の高いアントレプレナーシップ教育を受ける機会の提供に取り組む(内閣府2023)。

スタートアップ育成5か年計画 5年後の目標



出所：経済産業省 2023

2 別名、中小企業技術革新制度。スタートアップなどによる研究開発を促進し、その成果を円滑に社会実装することによって日本のイノベーション創出を促進する制度。

世界銀行の起業環境に関する国際比較「Doing Business」によると、日本の「開業しやすさ」の順位は106位と非常に低い(2020年のランキング)³。実際に日本で開業する場合、税制面や電気整備等のインフラなどでは比較的ポイントが高いが、建築許可に要する日数などではポイントが低い。諸外国と比較すると、日本は起業家精神および起業環境の両面において多くの課題を抱えているという (World Bank 2019)。

起業を増やすには、起業に対する意識改革を進め、起業に関心を持つ者を増やす必要があるのではないだろうか。

〈参考資料〉

Global Entrepreneurship Monitor 2023 Global entrepreneurship Monitor, "Entrepreneurship As A Good Career Choice: Most Recent Data" (2023) <https://www.gemconsortium.org/data> (last visited October 18, 2023)

経済産業省 2023 経済産業省「スタートアップ育成に向けた政府の取り組み スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」(2023年) https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/medi_startup-policy.pdf (last visited September 4, 2023)

内閣府 2023 内閣府「統合イノベーション戦略 2023」(2023年) https://www8.cao.go.jp/cstp/tougosenryaku/togo2023_honbun.pdf (last visited September 4, 2023)

World Bank 2019 World Bank Group, "Doing Business 2019" https://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB2019-report_web-version.pdf (last visited September 4, 2023)

3 World Bank, "Doing Business Archive," <https://archive.doingbusiness.org/en/rankings> (last visited September 5, 2023)

1. 日本の開業支援策

(1) これまでの開業支援策

ここでは、日本が近年行ってきた開業支援策についてまとめる。

① 立法による支援 — 中小企業等経営強化法、産業競争力強化法、中小企業成長促進法の制定

(ア) 中小企業新事業活動促進法から中小企業等経営強化法へ

政府は、2005年4月、中小企業を支援する3つの既存法、新事業創出促進法、中小企業活動促進法（中小創造法）、中小企業経営革新支援法（経営革新法）を整理・統合し、「中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律」（以下、中小企業新事業活動促進法）を制定した（2005年4月13日施行）。同法は、2016年に改正され、中小企業等経営強化法に改題された（2016年6月3日公布、同年7月1日施行）。同法は、中小企業・小規模事業者・中堅

企業等を対象として、①各事業所管大臣による事業分野別指針の策定、②中小企業・小規模事業者等への固定資産税の軽減や金融支援等の特例措置を規定している（中小企業庁 2018）。

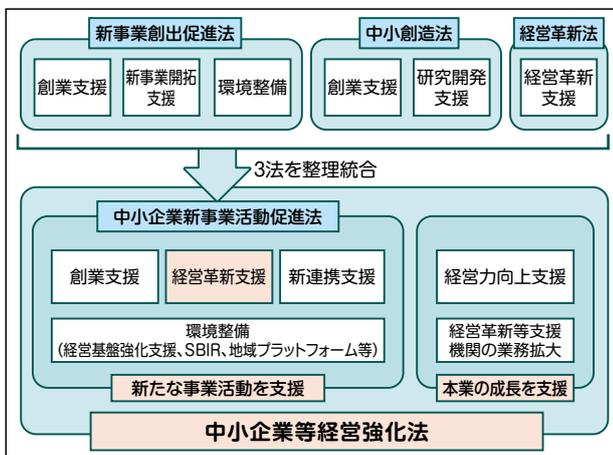
(イ) 産業競争力強化法

2014年1月20日、「創業期」「成長期」「成熟期」「停滞期」といった事業の発展段階に合わせた支援策を内容とする産業競争力強化法が施行された。本法は、1999年から施行されていた産業活力再生特別措置法に取って代わる法律だが、具体的にはベンチャー投資の促進や先端設備投資の促進を含む産業の新陳代謝を図るための制度などを盛り込んでいる。

2018年の改正（同年7月9日施行）は、開業率の向上を目指し、現行の「創業支援事業」の概念を拡大させて新たに「創業支援等事業」と規定し、「創業支援等事業」に創業に関する普及啓発を行う事業（創業機運醸成事業）を含めた。また、現行の「創業支援事業計画」も新たに「創業支援等事業計画」とし、同計画のなかに創業機運醸成事業を位置付けた。2021年の改正では（一部同年8月2日施行、一部2022年4月1日施行）、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる、①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置などが定められた。

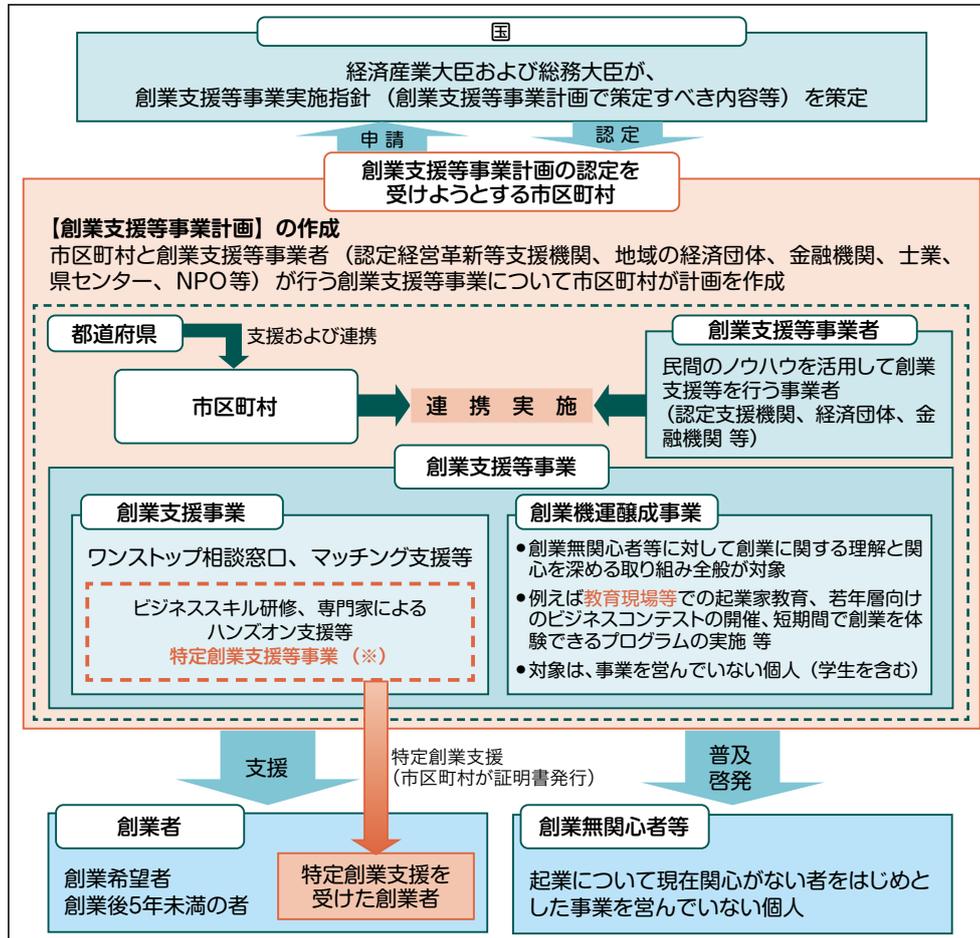
なお、産業競争力強化法に基づく創業支援においては、市区町村が創業支援等事業計画を策定し、国が認定している（全国1,741のうち1,479市区町村が計画認定）。

中小企業等経営強化法



出所：中小企業庁 2018

産業競争力強化法に基づく創業支援スキーム



出所：中小企業庁 2023

(ウ) 中小企業成長促進法

中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律（以下、中小企業成長促進法）は、経営承継円滑化法、経営強化法、地域未来法、産業競争力強化法、中小機構法から構成される改正法で、中小企業の廃業を防ぎ、中小企業が積極的に事業展開を行い、成長できる環境を整備することを目的として、2020年6月に成立した（一部を除き同年10月1日施行）。同法は、事業承継の障壁となっている経営者保証の解除に関する支援、経営力向上

計画および地域経済牽引事業計画における事業承継支援ならびに親族内承継に関する支援体制の整備等の措置を講じ、みなし中小企業者特例による中堅企業への成長環境の整備や、異分野連携新事業分野開拓計画等の整理・統合による各種計画制度の利便性の向上、中小企業の外国関係法人等に対する支援措置の拡充を行うものである。概要は以下のとおり。

① 事業承継時の経営者保証解除、第三者承継の促進（経営承継円滑化法）

- 経営者保証解除スキームの新設

② 経営革新・経営力向上企業における成長促進等 (経営強化法)

- 経営革新計画の定義見直し、支援強化・集約化
- 経営力向上企業における事業承継の促進

③ 地域経済を牽引する企業における成長促進等 (地域未来法)

- 地域経済牽引事業計画の支援策強化 (みなし中小企業者特例、クロスボーダーローン制度やスタンドバイ・クレジットによる海外展開支援強化)
- 地域経済牽引事業における事業承継促進

④ 事業承継等支援体制の整備 (産業競争力強化法)

- 認定支援機関 (商工会議所等) の業務追加

具体的には、経営者保証の解除支援が強化されたことにより、経営者の後継者となる人にとって「経営者保証を引き継がなければならない」という心理的負担が軽減される、みなし中小企業者特例により、一定の支援を受けながら規模を拡大させられる可能性が広がる、現地金融機関からの借り入れに対する債務の保証 (スタンドバイ・クレジット) や直接融資 (クロスボーダーローン) により海外展開がしやすくなる、整理・簡素化された計画制度により各種計画の承認申請をして支援を受けるためのハードルが下がる、というメリットがある (中小企業庁 2020)。

② 政府主導の創業支援施策

(ア) 経済産業省主導のスタートアップ支援策

経済産業省では、助成金、補助金、優遇税制をはじめ、さまざまなスタートアップ支援策を提供している。代表的なものを次ページの表にまとめた。

2022年11月に策定された「スタートアップ育成5か年計画」は、これまでになく総合的にスタートアップ支援を推進する計画であり、スタートアップへの投資額は2022年時点で8,000億円規模であったが、5年後には10兆円規模とすることを目標としている。

スタートアップ育成5か年計画では下記の3つを柱として政策を推進していく。

① スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築

起業家教育やメンターによる若手人材育成支援といった政策を実施し、起業を志す人が生まれ、成長しやすい環境を作る。

② スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化

あらゆるステージのスタートアップにとって重要な資金調達について、エンジェル税制の拡充、官民ファンド等の出資機能の強化等により、スタートアップへの投資を増やす。

③ オープンイノベーションの推進

オープンイノベーション促進税制や雇用慣行の見直し、兼業・副業の促進等による人材移動の円滑化等により、オープンイノベーションを推進する。

代表的なスタートアップ支援策

支援策名		概要・目的	支援対象
1	新規開業支援資金	新規開業等の際に必要な資金の貸付に関し、貸付限度等に特例を設けることで、新規開業等を支援する制度	新たに事業を始める人、または新たに事業開始後おおむね7年以内の人であって、新たに営もうとする事業について、適正な事業計画を策定しており、当該計画を遂行する能力が十分であると認められるもの
2	新創業融資制度	事業計画等の審査を通じ、無担保・無保証人で融資を受けることができる特例制度	新たに事業を始める人、または新たに事業開始後税務申告を2期終えていない人など
3	ストックオプション税制	ストックオプション制度を利用する際に、本来権利行使時に給与所得として課税等をされるところ、その課税を株式売却時に繰り延べるとともに譲渡所得として課税されるようにすることで、ストックオプション制度を活用しやすくする	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の取締役、執行役または使用人 ・発行株式総数の50%超を直接または間接に保有する法人の取締役、執行役または使用人 ・一定の要件を満たす外部協力者
4	オープンイノベーション促進税制	事業会社・CVCからスタートアップへ、オープンイノベーションに向けて出資を行う場合、出資額の最大25%が所得控除される	オープンイノベーションを目的にスタートアップに1億円以上（出資者が中小企業の場合1,000万円以上、出資先企業が海外法人の場合5億円以上）出資する事業会社・CVC
5	エンジェル税制	スタートアップに投資する個人投資家に対して、株式を取得した時点と、取得した株式の譲渡等をした時点における税優遇を認め、個人投資家からスタートアップへの投資を促す ※2023年度の改正により、従来の要件に加え一定の要件を満たす設立間もないスタートアップへの投資や、自己資金による起業についても非課税措置の対象となる	一定の要件を満たしたスタートアップへ投資した個人
6	自社株式を対価とするM&A	自社株式を対価とするM&Aの環境整備を行うことで、迅速かつ大規模なM&Aの促進や、新たな産業・企業の育成を図る	会社法上の株式交付制度を用いた自社株式対価M&Aを行う事業者
7	研究開発型スタートアップ支援事業/ Technology Commercialization Program (TCP)	起業家候補人材へビジネスプラン作成のための研修と、ビジネスプラン発表の機会を提供	<ul style="list-style-type: none"> ・経済産業省所管の鉱工業技術分野の具体的な技術シーズを活用し、それに基づく事業構想を有する起業家 ・参加時に起業していない個人、研究者または研究チーム
8	研究開発型スタートアップ支援事業/ NEDO Entrepreneurs Program (NEP)	外部有識者（カタライザー）の支援を得て起業家候補がビジネスプランを構築することを支援	経済産業省所管の鉱工業技術分野において、具体的な技術シーズを活用した事業構想を持つ起業家個人・チーム、法人
9	研究開発型スタートアップ支援事業/ Seed-stage Technology-based Startups (STS)	NEDOが認定したVCからの出資を受けたシード期のスタートアップによる、実用化開発、試作品製作等に係る費用の一部を支援	経済産業省所管の鉱工業技術分野において、具体的な技術シーズを活用した事業構想を持つシード期のスタートアップ
10	研究開発型スタートアップ支援事業/ Product Commercialization Alliance (PCA)	事業会社や研究機関等と連携する構想を持つスタートアップによる、事業化を進めるために必要な研究開発や事業化可能性調査に係る費用の一部を支援	経済産業省所管の鉱工業技術分野において技術シーズを活用した事業構想を持ち、提案時からおおむね3年で継続的な売上を立てる具体的な計画があるスタートアップ
11	出向起業補助金	これまで大企業等が十分に活用していなかった経営資源（人材・知的財産含む）の開放を促し、新規事業の担い手の数を増やすことを目指す	大企業等の人材が所属企業を退職せずに自ら起業し出向する資本独立性のあるスタートアップなど

支援策名		概要・目的	支援対象
12	スタートアップ チャレンジ推進補助金	大企業等の人材がスタートアップで実務経験を積む「スタートアップチャレンジ」を、補助金で支援する	大企業等向け（類型A） : スタートアップとのマッチングを行う事業者を認定し、認定サービスの利用費を補助する スタートアップ等向け（類型B） : 大企業等に所属する人材の採用・活用を支援する事業者を認定して、認定サービスの利用費を補助する スタートアップ等向け（類型C） : 既に関係性を有する大企業等から人材を受け入れる際、その人件費等を補助する 個人向け（類型D） : 参加者から料金を徴収せず、チャレンジの場を提供する事業者を認定する
13	知財活用 アクションプラン	特許庁と独立行政法人工業所有権情報・研修館（INPIT）は、2021年12月に中小企業庁とともに「中小企業・スタートアップの知財活用アクションプラン」を、産業技術環境局とともに「大学の知財活用アクションプラン」を策定	スタートアップ、研究機関・大学、起業を目指す方、事業会社・投資家
14	知財コミュニティ ポータルサイト 「IP BASE」	スタートアップが知財に関する情報を取得する場、スタートアップ・知財専門家・ベンチャーキャピタリスト等のスタートアップ支援関係者のネットワーク構築の場を提供	スタートアップ、知財専門家、スタートアップ支援関係者、起業を目指す方、大学・研究機関の方など
15	特定研究成果活用支援 事業	<ul style="list-style-type: none"> 国立大学法人等は、文部科学大臣・経済産業大臣から認定を受けたVC・ファンドに出資を行うことが可能。認定の基準は両省共管の告示で規定 従来告示には、政府出資金を前提とした規制が一部含まれていたが、2022年4月より、国立大学法人等が政府出資金でない自己収入等を財源として出資を行う場合に当該規制を緩和 	国立大学法人等の技術に関する研究成果を事業活動において活用する者（大学発ベンチャー等）に対して、経営上の助言や資金供給を行う事業（特定研究成果活用支援事業）を実施しようとするVC・ファンド
16	新事業特例制度	新たな事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて、安全性等の確保を条件として、企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度	新たな事業活動を実施しようとする者
17	J-Startup	官民の集中支援によって成功モデルを創出することで、スタートアップの地位を高め、日本のスタートアップ・エコシステムのさらなる強化を目指す	実績のあるベンチャーキャピタリストや大企業の新事業担当者等の外部有識者からの推薦に基づき、選定された企業
18	起業家教育支援	将来的に創業者となる人材を輩出し、開業率向上につなげるため、起業家に必要とされるマインド（チャレンジ精神、探究心等）と資質・能力（情報収集・分析力、リーダーシップ等）を有する人材を育成するための若年層向け起業家教育を推進	高等学校、高等専門学校（1～3年）等に在籍する生徒
19	スタートアップビザ	経済産業省の認定を受けた地方自治体内において、起業支援を受ける外国人起業家に対し、最長1年間の入国・在留を認める制度	認定地方自治体内において起業を目指す外国人
20	ReBOOT支援事業	社会環境・市場環境の変化を受けるなどして事業が停滞しているスタートアップや、仕切り直しでの新たな成長を目指す企業を支援する	VCまたはCVCから出資を受けているスタートアップ
21	わたしの起業応援団	<ul style="list-style-type: none"> 女性の起業を応援する地方金融機関や産業・創業支援機関等を中心とした「女性起業家等支援ネットワーク」を、経済産業省支援事業として各地に形成（2016～2019年度） 2020年度にそれまでに構築した各地のネットワークを接続する「わたしの起業応援団」を、経済産業省を事務局として創設。ネットワーク間の情報・ノウハウ共有や、全国的な女性の起業の機運醸成を目指す 	本会の目的に賛同し協力してくれる組織

出所：経済産業省

(イ) 中小企業庁主導の創業支援策

中小企業庁では、中小企業や小規模事業者から創業準備者や創業無関心者まで幅広い層を対象に、さまざまな創業支援策を実施している。代表的なものを紹介する。

① よろず支援拠点

(<https://yorozu.smrj.go.jp/>)

よろず支援拠点は47都道府県にワンストップセンターを設置して、売上拡大や経営改善等の経営課題の解決に向けて、一歩踏み込んだ専門的な提案を行うとともに、相談内容に応じた適切な支援機関の紹介や課題に対応した支援機関の相互連携をコーディネートしている。相談対応件数は年々増加しており、2014年度は6万5,737件だったが、2022年度には52万5,564件にまで増えている（よろず支援拠点ウェブサイト）。

② TIP*S

(<https://tips.smrj.go.jp/forsupporters/>)

独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下、中小機構）が運営するTIP*Sは、2014年10月から、起業・創業などの新たな一歩を踏み出すためのヒント（TIPS）となるワークショップ・イベントを提供し、これまでに1,200件のワークショップ・講座を開催、3万人超が参加している（2023年9月現在）。2022年度からは、創業支援等事業計画機能強化事業の取り組みとして、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村等の団体が実施する創業機運醸成イベントの開催支援を展開している。支援対象となるのは、産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定を受けた市区町村と認定連携創業支援等事業者である。

③ 認定団体向け支援（起業ライダーマモル）

(<https://startup.smrj.go.jp/forsupporters.html>)

中小機構では、2019年3月から、24時間いつでも起業に関する相談に回答する起業相談AI

チャットボット「起業ライダーマモル」のサービスを提供している。9万人を超えるユーザーが利用している（2023年9月現在）。

2022年度からは産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画の認定団体を対象として、LINE公式アカウントを活用した創業支援に係るイベントなどの広報支援「創業支援等事業広報支援」および認定団体が実施する創業支援イベントの開催を支援する「創業支援イベント開催支援」を開始した。

(ウ) 地方公共団体等による創業支援⁴

地方公共団体等ではさまざまな創業支援を実施しており、それらのうち、代表的なものを紹介する。

① アクセラレーションプログラム

専門家が伴走し、事業計画策定、VCや大企業とのマッチングを支援する。

② インキュベーション施設

全国27カ所にインキュベーション施設を設置して、新事業創出をサポートする。

③ 中小機構ファンド出資

創業間もない企業への投資を目的としたファンドに対して中小機構が出資する。

④ 日本政策金融公庫による創業者への融資制度

創業者に対して3,000万円を限度として無担保・無保証での貸付を実施。

⑤ 事業者向け補助金

- ものづくり補助金：中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行うための設備投資等を補助（上限1,000万円）。
- 小規模事業者持続化補助金：小規模事業者等が取り組む販路開拓等の取り組みの経費の一部

⁴ 地方公共団体等による創業支援、地方公共団体への創業支援については、中小企業庁2023を参照。

を補助(上限 50 万円)。※特定創業支援等事業による支援を受けた小規模事業者は上限 200 万円

ここに挙げた支援制度以外にも、創業者向けの各種補助金や助成金が準備されている (J*Net 21 ウェブサイト：<https://j-net21.smrj.go.jp/support/covid-19/sogyo.html>)。

(エ) 地方公共団体への創業支援

国による地方公共団体への創業支援について代表的なものを紹介する。

① ローカル 10,000 プロジェクト

地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、都道府県または市町村が助成を行う場合に国が支援する。

② 特別交付税措置

- ローカルスタートアップによる事業立ち上げの推進

産業競争力強化法に基づく創業支援等事業計画を作成し、定住や活力ある地域づくりにつながる地域でのスタートアップ支援に取り組んでいる地方公共団体が実施する、事業立ち上げの各段階での支援に要する経費について、特別交付税措置の対象とする。

- ローカル 10,000 プロジェクトの推進

地域密着型事業の立ち上げに係る初期投資経費に対する地方公共団体の補助について、特別交付税措置の対象とする。

地方公共団体が地域金融機関と共同で、地域資源を生かした事業の立ち上げを実施する事業者等に出資する場合(または地域経済活性化支援機構および地域金融機関と共同で地域活性化ファンドを組成する場合)、出資に係る起債の償還金利子について特別交付税措置の対象とする。

③ ふるさと起業家支援プロジェクト

- 起業家への上乗せ補助に要する経費

2018 年度からの新たな措置の「ふるさと起業家支援プロジェクト」として、寄付者が起業家を特定してふるさと納税を行う場合に、地方団体がふるさと納税を財源に当該起業家へ補助する金額に上乗せして、事業立ち上げの初期投資費用を補助する取り組みを実施。

- 起業家から提案される事業の審査等に要する経費

クラウドファンディング型のふるさと納税を活用して、事業立ち上げの初期投資費用について地方団体から補助を受けようとする起業家に係る経費を補助する取り組みを実施。

(2) 中小企業組合制度

中小企業組合制度は、欧米で発達したワーカーズコレクティブをモデルにした制度である。ワーカーズコレクティブとは、同じ地域に暮らす人たちが、地域に必要なものやサービスを市民事業として、自分たちで出資、経営し、労働を担う共同体である。米国では、同じ地域に住む女性が共同で店を開くなど、ボランティアの発展形として広がり、市民権を得た。ワーカーズコレクティブには、市民や公共の協力を得やすい、税制上の優遇がある、というメリットがある。

一方、日本の中小企業組合は、戦後間もない1949年に制定された「中小企業等協同組合法」、および1957年制定の「中小企業団体の組織に関する法律」に基づく、65年以上の歴史を持つ制度であることはあまり知られていない。最近になって、この制度を生かし、地域レベルでの開業、新規事業を促進させようとする動きが出ている。

中小企業組合には多くの種類があるが、代表的なのは事業協同組合、企業組合、協業組合、商工組合、商店街振興組合、生活衛生同業組合、有限責任事業組合などである。

事業協同組合は、中小企業者が個々では対応できない課題に対して、相互扶助の精神に基づき共同して事業を行うことにより、経営上の諸問題を解決し、経営の近代化・合理化や経済的地位の改善・向上を図ることを目的とする組合である。4人以上の中小企業者によって設立でき、共同事業を通じて組合員が行う事業を補完・支援するための事業を実施する。中小企業組合制度のなかでも代表的な存在で、広く中小企業者に利用されている。同業種の事業者で組織する組合が大半だが、異業種の事業者で組織する組合も数多く、それぞれの組合員が保有する技術、経営のノウハウなどを出し合いながら活動している（中央会 2022）。

企業組合は、4人以上の個人が資本と労働力を持ち寄り、1つの企業体となって事業活動を行う組合であ

る。ほかの中小企業組合と異なり、個人が中心となって活動し、事業が限定されないことから、それぞれの有するアイデア、技術、ノウハウなどを生かした事業を行う、会社に近い形態の組合である。企業組合は、組合員がともに働くという特色を持っているため、組合の事業に従事する義務が課せられている。また、個人以外に組合事業をサポートする法人等も一定の条件下で特定組合員として加入できる。中小企業組合の総数は3万5,668件で、そのうち事業協同組合が2万8,191件と圧倒的に多い（2021年3月現在。中央会 2022）。株式会社や有限会社の設立とは異なり、設立要件が緩やかである（最低出資金の規定なし）、有限責任である、加入・脱退が自由、と設立するうえでのハードルが低いので、政府はこの制度を活用しての開業を増やしたいという意向がある。特に産業停滞や高い失業率に悩む都道府県からの注目度が高いようである。政府は2002年、企業組合を活用した創業をさらに後押しすべく、個人にのみ認められていた企業組合の組合員資格を法人等にも付与し、従事比率を3分の2から2分の1以上へ、従業員の組合員比率を2分の1から3分の1以上へ緩和するとともに、出資配当制限についても年1割から年2割へと緩和した。また、2019年には中小企業等協同組合法および中小企業団体の組織に関する法律が改正され、組合の役員の出資要件が緩和された（同年6月14日公布）。

他方、中小企業組合という制度が創設して以来半世紀以上の年月が経ち、制度と実態に乖離が生じているという問題も指摘されている。たとえば、中小企業政策審議会が2005年に公表した報告書では、制度発足時における枠組みが基本的に維持されているため、組合の規模の拡大や事業内容の高度化・複雑化に一部の中小企業組合については、制度の根幹をなす相互扶助の理念に基づいた組合員による自治ガバナンスが機能しにくくなっているといった問題点が挙がっていた（中小企業政策審議会 2005）。全国中小企業団体中央会（以下、中央会）は2018年に中小企業組合のあり

方研究会を開催し、中小企業組合の今日的課題と新たな方向性および中央会による支援のあり方について取りまとめるとともに、14年ぶりに『組合質疑応答集』を改訂した。また、組合等が抱える諸問題を解決するための中小企業活路開拓調査・実現化事業や、小規模事業者等の連携を促進するための小規模事業者連携促進事業を実施している（中央会 2018）。

(3) JOIC

オープンイノベーション協議会（2015年設立）とベンチャー創造協議会（2014年設立）が2017年3月に合併しオープンイノベーション・ベンチャー創造協議会（Japan Open Innovation Council、以下JOIC）に改組した。新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）が運営事務局を務める。

JOICは、民間事業者の「オープンイノベーション」の取り組みを推進するとともに、「ベンチャー宣言」を実現することにより、わが国産業のイノベーションの創出および競争力の強化に寄与する活動を行う。

各種組合制度の比較

	事業協同組合（事業協同小組合）	企業組合	株式会社
目的	組合員の経営の近代化・合理化・経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	利益追求
事業	組合員の事業を支える共同事業	商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、農業等の事業経営	定款に掲げる事業
性格	人的結合体	人的結合体	物的結合体
1 組合員の出資限度	100 分の 25 (合併・脱退の場合 100 分の 35)	100 分の 25 (合併・脱退の場合 100 分の 35)	
議決権	出資額によらず平等（1 人 1 票）	出資額によらず平等（1 人 1 票）	出資別（1 株 1 票）
配当	利用分量配当および 1 割までの出資配当	利用分量配当および 2 割までの出資配当	出資配当
設立要件	4 人以上の事業者が発起人となる	4 人以上の個人が発起人となる	資本金 1 円以上 1 人以上
行政の認可	必要	必要	不要
加入資格	自由加入 (定款に定める地区内で事業を行う小規模事業者 [おおむね中小企業者])	自由加入 (法人は、総組合員の 4 分の 1 以内)	無制限
責任	有限責任	有限責任	有限責任
任意脱退	自由	自由	株式の譲渡による
組合員比率	ない	全従業員の 3 分の 1 以上が組合員	
従事比率	ない	全組合員の 2 分の 1 以上が組合事業に従事	
員外利用限度	原則として組合員の利用分量の 100 分の 20 まで（特例あり）		
根拠法	中小企業等協同組合法（1949 年制定）		会社法（2005 年制定）

出所：中央会 2022

具体的には、啓発普及活動として日本ベンチャー大賞や関連イベント、セミナーなどを開催するほか、会員限定のワークショップの開催、ビジネス案件創出を目指すイベントの開催、オープンイノベーション白書の作成等を行っている（JOICウェブサイト <https://www.joic.jp/>）。

2019年8月、サイエンス&イノベーション・イノベーション協議会とJOICは合併し、機能はJOICに一元化した。

経済産業省では、大企業とスタートアップの連携により、チャレンジ精神のある人材の育成や活用を図り、わが国の競争力をさらに向上させることが重要であるという認識の下、公正取引委員会と共同して、スタートアップと連携事業者との間であるべき契約の姿と考え方を示すことを目的として、指針を策定している（経済産業省 2022）⁵。

〈参考資料〉

中小企業庁 2018 中小企業庁「中小企業等経営強化法 今すぐやる経営革新（平成30年4月改訂）」（2018年）

<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kakushin/pamphlet/2018/download/180409Kakushin-All.pdf> (last visited September 6, 2023)

中小企業庁 2020 中小企業庁「中小企業成長促進法について」（2020年）
<https://www.meti.go.jp/press/2020/09/20200915005/20200915005-1.pdf>
(last visited September 6, 2023)

経済産業省 2023 経済産業省「スタートアップ育成に向けた政府の取り組み」（2023年）
https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/meti_startup-policy.pdf
(last visited December 9, 2023)

中小企業庁 2023 中小企業庁「産業競争力強化法における市区町村による創業支援／創業機運醸成のガイドライン」（2023年）
<https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/chiiki/download/guideline.pdf>
(last visited October 18, 2023)

経済産業省 2022 経済産業省「経済産業省スタートアップ支援策一覧」（2022年）
https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup/pdf/startupolicies_202206.pdf (last visited December 9, 2023)

中央会 2022 全国中小企業団体中央会「2022-2023 中小企業組合ガイドブック」（2022年）
<https://www.chuokai.or.jp/contents/seido/guidebook/2022-2023/guidebook2022-2023.pdf> (last visited October 1, 2023)

中小企業政策審議会 2005 経済産業省中小企業政策審議会組織連携部会「今後の中小企業組合制度の在り方について」（2005年）

中央会 2018 全国中小企業団体中央会「平成30年度事業実施報告書」（2018年）

経済産業省 2022 経済産業省、公正取引委員会「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」（2022年）
<https://www.meti.go.jp/press/2021/03/20220331010/20220331010-1.pdf>
(last visited September 10, 2023)

5 経済産業省と公正取引委員会は、2021年3月29日に「スタートアップとの事業連携に関する指針」を策定した後、出資に係る取引慣行の重要性を考慮して同指針を改正し、2022年3月31日にスタートアップと出資者との契約の適正化に向けて、「スタートアップとの事業連携及びスタートアップへの出資に関する指針」を策定した。

2. 米国のスモールビジネス政策と開業の実態

(1) クリントン政権以降のスモールビジネス政策

クリントン大統領時代の開業・スモールビジネス支援政策について紹介する。クリントン政権は、納税者救済法や書類撤廃法の制定、スモールビジネス育成センターの拡充など、数々の政策を打ち出したことで知られている。

① 1997年納税者救済法(Taxpayer Relief Act of 1997)の制定

同法は、個人退職勘定 (Individual Retirement Account、以下IRA) の利点を拡充するとともに、新たなIRAを創設した。

- IRAに加入できる所得制限の上限を10年間で2倍に引き上げる。また、住宅購入や教育資金の引き出しにはペナルティが科せられない
- Roth IRAの新設 (拠出金の所得控除はないが、5年以上保有後の引き出しは、元本・運用利益が非課税になる。引き出し要件がなく59.5歳以下でも引き出せる。70.5歳以上でも保有できる)
- 教育資金用IRAの新設 (子ども1人につき年間5,500ドルの拠出を限度としたバックエンドIRAの開設を認める)
- 自営業者の医療保険料控除枠拡大(1997年の40%から2007年までに100%に)
- ホームオフィス控除
- キャピタルゲイン減税
- 相続・贈与税の軽減

② マイクロローンの創設

米国中小企業庁 (U.S. Small Business Administration、以下SBA) が1993年に創設した小口融資制

度で、主に開業者やスモールビジネスオーナーの利用を目的としている。融資限度額は5万ドル (平均1万3,000ドル) で、変動利率。貸付期間は最高6年までとなっている。

③ スモールビジネス育成センター (Small Business Development Centers、以下SBDC) の運営

開業者やスモールビジネスオーナーのための総合指導相談機関であり、ワンストップセンターとして機能する。運営は、州政府、教育機関、民間セクターなどの共同出資による。全米に62カ所のリードセンターを置くほか、ほとんどの大学のキャンパスにも事務所を設置し、サブセンターを合わせると全米に約1,000カ所の拠点がある (2023年10月現在。SBDC 2023)。各センターが、開業前の個人やスモールビジネスに対して、資金調達などに関するアドバイスやセミナーを提供している。

④ 女性事業センター (Women's Business Centers) の拡充

SBAによると、女性がオーナーの事業数は2023年3月現在、1,200万社以上あるという。

女性は依然としてビジネスの世界で多くの障壁に向き合わなくてはならない。SBA所管の女性事業センターは女性の起業を支援するために全米122カ所の指導センターやオンラインサービスを通して、さまざまなプログラムと機会を提供している。

⑤ 1998年書類撤廃法 (Government Paperwork Elimination Act of 1998) の制定

スモールビジネスなどに義務付けている書類作成・届出業務の負担を最小限にすることを目的とした法律。全ての連邦機関に対して、必要な情報の提出・維持・公開を電子的に行うオプションを設けることを義務付けたが、これにより、書類処理や郵送にかかっていたコストが全米で年間220億ドルも節約できるという。

⑥ オバマ政権のsmallビジネス支援

クリントン政権は開業支援のための政策を積極的かつ広範に導入したが、その後のブッシュ政権、オバマ政権になってもその基本姿勢は変わっていない。

まず、2012年納税者救済法 (Taxpayer Relief Act of 2012) では、中小零細企業に対する投資を促進するために株式投資の処分益を時限的に課税免除とし、さらに2013年にはこれを恒久化した。

⑦ トランプ政権のsmallビジネス支援

2017年1月に大統領に就任したトランプ大統領は、2017年12月にレーガン政権以来の大税制改革ともいわれる「2017年税制改革法案 (Tax Cuts and Jobs Act of 2017)」に署名し、同法を成立させた。

同法は、個人所得税の最高税率の引き下げ (39.6%から37%へ) や連邦法人税の引き下げ (35%から21%へ) を含む内容で、長期的にはGDPを1.7%引き上げ、賃金を1.5%引き上げ、33万9,000件の職を生み出すと試算されたが、小規模事業者への恩恵は小さいという評価が多い (TAX 2017)。

同法は個人事業主、パートナーシップ、有限会社などのsmallビジネスに対して、20%のパススルー減税を適用するとしているが、2025年までの期限付きである。一方、大企業向けの減税は無期限である。

⑧ バイデン政権のsmallビジネス支援

2021年1月に就任したバイデン大統領は、就任当時よりパンデミックからの復興とともに、smallビジネス支援のための施策を導入してきた。その結果、開業数は2年間で1,000万件以上に上った。

バイデン政権による代表的な施策は下記のとおり。

- 女性事業センターのネットワーク確立と拡大
- コミュニティ・ナビゲーターズ・パイロット・プログラムを通じたsmallビジネスへの総額1億ドルの助成金提供
- マイノリティ事業開発局 (Minority Business De-

velopment Agency) の常設化

- 州smallビジネス・クレジット・イニシアティブ (State Small Business Credit Initiative、SSB-CI) を通じた100億ドルの投資

SBAは、十分なサービスを受けてこなかったコミュニティを含めたsmallビジネスが、さまざまな支援プランを利用できるように戦略を図っているが、2023年5月、バイデン政権はこれらのコミュニティが連邦契約を得られるよう取り計らうイニシアティブを発表し (GSA 2023)、さらに同年8月にはsmallビジネス向けのローンプログラムの拡充を発表している (SBA 2023)。

(2) 開業の実態 — 個人事業主と自営

米国には、企業に雇われて働く労働者ではなく、独立した個人事業主 (インディペンデント・コントラクター、independent contractor) として生計を立てる者が少なくない⁶。

一口に個人事業主といっても、その定義は容易ではない。個人事業主の特徴は、①自分の都合に合わせて業務計画を立てられる、②仕事の選択ができる、③報酬を自分で決められる、というように仕事における裁量の度合いが大きいことにある。このような特徴が米国人の気質に合うためか、米国では個人事業主として働くことを希望する者が多い。一方、個人事業主でありながら、一社専属で働き、報酬を「給与」のような形で支払われているケースもある。このような個人事業主をディペンデント・コントラクター (dependent contractor) と呼び、インディペンデント・コントラクターとは区別しているが、現状ではディペンデント・コントラクターを保護する法律がないため、労働法上

⁶ 米国労働統計局は2017年以降、個人事業主に関する公式な数字を明らかにしていないが、民間調査会社Statistaによると、米国における個人事業主は2022年に3,190万人に達したという。

は労働者として扱われない（つまり、公正労働基準法等の適用を受けない）。統計上、実際にどのくらいのディペンデント・コントラクターが存在するのかは明らかになっておらず、今後の調査・分析が待たれるところである。

なお、個人事業主については、1997年10月より社会保険料や在宅事業経費に対する大幅な所得控除を含む優遇税制が導入されており、これが個人事業主の増加を奨励しているとも捉えられる。

一方、米国労働統計局が毎月公表している人口動態調査（Current Population Survey、以下CPS）によると、米国における自営の規模は1,617万人（2023年9月現在）である。CPSでは「個人事業主」という分類がないため、自営に含まれる。

自営1,617万人のうち、法人化している自営は668万人で、法人化していない自営が全体の6割近くを占めている。全雇用者に占める比率は10.1%である（CPS）。自営比率は1990年後半以降、緩やかに下降しており、1994年時点の自営比率は12.1%だったが、2015年には10.1%にまで下がり、それ以降上昇していない。これは自営比率の高い農業分野の雇用全体が減少しているのが要因である（Hipple & Hammond 2016）。

(3) 会社設立

SBAでは従業員500人未満の企業をスモールビジネスと定義している。2023年3月現在、米国には3,318万社のスモールビジネスが存在し、全企業に占める割合は99.9%である（SBAウェブサイト）。なお、スモールビジネスの81.7%にあたる2,710万社は従業員を持たない個人企業である。

米国で会社を設立するのは簡単で、低費用であるため、開業数が多い。2022年は合計約500万件の開業申請があり、月あたりでは2023年9月の開業申請数は47万件であった（U.S. Census Bureau, “Business

Formation Statistics”）。

会社を設立する場合、その種類としては、単独経営者（sole proprietorships）、パートナーシップ（general partnerships, limited partnerships）、S法人（S corporation）、有限責任会社LLC（日本の合同会社、Limited Liability Company）、株式会社（corporation）などがある。それぞれ利点、欠点があるが、スモールビジネスオーナーにとって有利なのはS法人だといわれている。S法人は株式会社の一形態であるが、通常の株式会社との違いは、税法上の扱いと、S法人の株主数が最高75名までに限定されている点にある。S法人は、株主個人の納税申告を行うだけでよい。通常の株式会社のように、株主個人としての申告を会社としての申告と分けて行う必要がない。事業上の負債については個人責任を免れる。1986年の税法改正によって、S法人の選択が容易になった結果、近年、S法人を選択する者が増加しつつある。限りなく個人経営に近い自営が、S法人の設立方式を取るケースも少なくないようだ。

(4) エンジェル投資家

米国で起業が活発な背景として、エンジェル投資家の存在が大きい。エンジェル投資家とは、ベンチャー企業に投資し、支援する個人投資家のことをいうが、米国ではエンジェル投資家が現在大規模なリスクキャピタルの供給源となっており、2022年の数字では36万7,000人以上のエンジェル投資家が総額223億ドル以上を投資し、6万2,000件以上の起業ベンチャーがエンジェル投資家から融資を受けている（Center for Venture Research 2023）。

投資先の業種では、医療サービス・医療機器が24%と最も多く、以下、小売り（17%）、ソフトウェア（16%）、バイオテクノロジー（9.3%）、工業・エネルギー・クリーンテック（9.1%）、フィンテック（7%）と続く（Center for Venture Research 2023）。エン

ジェル投資家が積極的にベンチャーに投資する理由の1つは、エンジェル税制と呼ばれる優遇税制が適用されるという点にある。

詳細な規定は州によって異なるが、たとえばイリノイ州では「イリノイ州エンジェル投資税控除プログラム」に基づき、資格を満たしたエンジェル投資家が一定の要件を満たした新規ビジネスベンチャーに投資した場合、投資額の25%（上限200万ドル）について税控除を受けることを定めている（詳細は、イリノイ州ウェブサイト <https://dceo.illinois.gov/expandrelocate/incentives/taxassistance/angelinvestment.html>）。ほかにも、アリゾナ州、コネチカット州、ジョージア州、アイオワ州、カンザス州、ケンタッキー州、ルイジアナ州、ネブラスカ州、バーモント州、ウィスコンシン州などがエンジェル投資家向けの優遇税制を導入している。

〈参考資料〉

SBDC 2023 America's Small Business Development Centers, "Our History" (2023)

<https://americassbdc.org/about-us/history/#:~:text=America's%20SBDC%20network%20comprises%20nearly,and%20aspiring%20entrepreneurs%20each%20year> (last visited October 14, 2023)

TAX 2017 Tax Foundation, "Preliminary Details and Analysis of the Tax Cuts and Jobs Act," Special Report No.241 (2017)

<https://files.taxfoundation.org/20171220113959/TaxFoundation-SR241-TCJA-3.pdf> (last visited October 14, 2023)

GSA 2023 U.S. General Services Administration, "Biden-Harris Administration to launch new initiative to increase federal contracting with small disadvantaged businesses" (2023)

SBA 2023 U.S. Small Business Administration, "Biden-Harris Administration Launches Small Business Loan Program Improvements to Expand Access to Capital Starting today, August 1" (2023)

<https://www.sba.gov/article/2023/08/01/biden-harris-administration-launches-small-business-loan-program-improvements-expand-access-capital> (last visited October 14, 2023)

Hipple & Hammond 2016 Steven F. Hipple and Laurel A. Hammond, "Self-Employment in the United States" (2016)

<https://www.bls.gov/spotlight/2016/self-employment-in-the-united-states/pdf/self-employment-in-the-united-states.pdf> (last visited October 16, 2023)

Center for Venture Research 2023 Center for Venture Research, "The Angel Market in 2022" (2023)

https://paulcollege.unh.edu/sites/default/files/resource/files/fy_2022_analysis_report_final.pdf (last visited October 16, 2023)

3. 日本への示唆

日本政府や地方公共団体は、開業を促進することで、産業の活性化と雇用促進を実現したいと考えているようである。しかし、現状では、「雇用」と「独立」を天秤にかけた場合、その高い安定性から「雇用」に軍配が上がる。人々が独立、開業することに魅力を感じる施策を展開しない限り、状況は変わらないだろう。具体的には、次の対策を講じる必要がある。

(1) 労働市場改革 — 柔軟性とセーフティネット

開業率を高くするためには、現在、雇用されている人を独立に導くか、失業している人を再就職ではなく開業させる必要がある。仕事を既に持っている人が、あえて安定雇用を捨てて、リスクの大きい独立を選択するには、相当のインセンティブが必要である。転職が不利といわれる労働市場において独立を図るのは、さらに難しい。

また、失業者が開業するのも容易ではない。たとえば、自営業を始める人（準備を含める）は、雇用保険上、失業状態にあるとは認められず、失業手当を受けることができない。したがって相当の蓄えがある失業者でないと、開業に踏み切るのをためらうだろう。

日本の労働市場は、企業に長く勤める者を保護するよう作られているため、転職する者や開業する者にとって、非常に不利である。人が会社を辞めることに大きな不安を感じないで済むようなシステム、すなわち、会社や仕事を変えたり、自分で事業を起こしたりすることに、大きなためらいを持たずに済むような流動的で自由な労働市場を作ることが求められている。

(2) 仕事支援、生活支援の拡大

会社員から自営になるデメリットは大きい。特に「X社の△□」という肩書きを失うことで、社会的信用も同時に失う（大久保 1999）。自営になった途端、クレジットカードを作れない、融資が受けられない、といった生活面の不安に襲われる。しかも、どんなに有能な自営であっても、官公庁や大企業と直接取引することは難しく、仕事面での不安も大きい。これらの不安を取り除く支援制度が必要だろう。

(3) ワンストップセンターの創設

現在、厚生労働省、経済産業省（中小企業庁）を中心に行われている独立開業支援施策の下、「中小企業ベンチャー総合支援センター」「都道府県等中小企業支援センター」「地域中小企業支援センター」など多数の支援センターが窓口を開設している。しかし、違いがわかりにくく、使い勝手が悪い。また、「ベンチャープラザ」や「ベンチャーフェア」などのイベントを開催しているが、これも内容や実施の周知が十分でない。

米国のスモールビジネス育成センターをモデルに、現在ある支援センターを全て統合し、開業・独立に関する全ての情報と支援を提供するワンストップセンターとすることを提案する（続木 2002）。

このほかにも、オフィス支援やネットワーク化など改善すべき点は数多くある（大久保 1999）。開業・独立を生むインフラストラクチャーを整備しない限り、開業の道を選択する人が大幅に増えるとは期待できない。

一方、民間レベルでの開業支援も着実に進みつつある。たとえば、インターネット上で経営支援を行う企業、開業をサポートする企業が現れている。今後、このような企業はさらに増え、民間レベルでの開業支援がより活発になるのは間違いないだろう。

(4) 合同会社 — 日本版 LLC の促進

2006 年の商法改正（同年 5 月 1 日施行）によって、日本版 LLC といわれる「合同会社」が新設された。

合同会社とは、有限責任社員のみで構成され、かつ組織の内部自治を認める新たな会社類型である。株式会社と異なり利益や権限の配分が出資金額の比率に拘束されない、といった特徴を持つ。また、取締役や監査役のような機関を設置する必要がなく、社員 1 人での設立、存続が可能であるうえに、設立費用が株式会社よりも安価なため、小規模事業の創業に適しているといえる。

実際のところ、2006 年以降、合同会社の設立件数は大幅に上昇している。2006 年に設立された合同会社はわずか 3,392 件だったが、2022 年には 3 万 7,127 件に増加している（法務省「登記統計」）。株式会社の設立件数がここ数年 9 万件前後で推移しているのと比較すると、依然として件数は少ない（法務省「登記統計」各年）。

米国では、株式会社よりも LLC の設立件数のほうが多く、年間 100 万件を越す LLC が生まれている。

日本においても起業を増やすためには、設立が容易な合同会社の設立を促進するのが得策だろう。

株式会社と合同会社の設立件数

	株式会社	合同会社
2006 年	76,570	3,392
2007 年	95,363	6,076
2008 年	86,222	5,413
2009 年	79,902	5,771
2010 年	80,535	7,153
2011 年	80,244	9,130
2012 年	80,862	10,889
2013 年	81,889	14,581
2014 年	86,639	19,808
2015 年	88,803	22,223
2016 年	90,405	23,787
2017 年	91,379	27,270
2018 年	86,993	29,076
2019 年	87,871	30,566
2020 年	85,698	33,236
2021 年	95,222	37,072
2022 年	92,371	37,127

出所：法務省「登記統計」商業・法人（年報）2006～2023 年
http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_touki.html
 (last visited October 16, 2023)

〈参考資料〉

大久保 1999 大久保幸夫「自営業の復権」Works No.34 (1999 年)
http://www.works-i.com/pdf/w_034.pdf (last visited December 10, 2023)

続木 2002 続木文彦「中高年の就業確保手段の一つとして自営の推進を」Japan Research Review 2002 年 3 月号

参考資料の URL 一覧

No.	資料名	出 所
1	開業率・廃業率の推移	中小企業庁編「中小企業白書 小規模企業白書 2023 年版（上）」
		https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2023/PDF/chusho/00Hakusyo_zentai.pdf
2	開業率の国際比較	中小企業庁編「中小企業白書 小規模企業白書 2023 年版（上）」
		https://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/2023/PDF/chusho/00Hakusyo_zentai.pdf
3	国際比較：起業を望ましい職業選択と考える人の割合 (Entrepreneur As A Good Career Choice)	Global Entrepreneurship Monitor, "Entrepreneur As A Good Career Choice: Most Recent Data"
		https://www.gemconsortium.org/data
4	国際比較：開業しやすさランキング (Ease of Doing Business Ranking)	World Bank Group, "Doing Business 2019"
		https://www.doingbusiness.org/content/dam/doingBusiness/media/Annual-Reports/English/DB2019-report_web-version.pdf
5	スタートアップ育成に向けた政府の取り組み	経済産業省「スタートアップ育成に向けた政府の取り組み スタートアップの力で社会課題解決と経済成長を加速する」(2023 年)
		https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/meti_startup-policy.pdf
6	代表的なスタートアップ支援策	経済産業省「経済産業省スタートアップ支援策一覧」(2022 年)
		https://www.meti.go.jp/policy/newbusiness/startup/pdf/startupolicies_202206.pdf
7	中小企業組合数	全国中小企業団体中央会「2022-2023 中小企業組合ガイドブック」(2022 年)
		https://www.chuokai.or.jp/contents/seido/guidebook/2022-2023/guidebook2022-2023.pdf
8	各種組合制度の比較	全国中小企業団体中央会「2022-2023 中小企業組合ガイドブック」(2022 年)
		https://www.chuokai.or.jp/contents/seido/guidebook/2022-2023/guidebook2022-2023.pdf
9	米国：自営に関するデータ (Household Data for Self Employed Series)	U.S. Bureau of Labor Statistics, Data Retrieval: Labor Force Statistics (Household Data for Self Employed Series)
		https://www.bls.gov/webapps/legacy/cpsatab9.htm
10	米国：開業申請に関するデータ	U.S. Census Bureau, "Business formation Statistics"
		https://www.census.gov/econ/bfs/current/index.html
11	米国：エンジェル投資家に関するデータ	Center for Venture Research, "The Angel Market in 2022" (2023)
		https://paulcollege.unh.edu/sites/default/files/resource/files/fy_2022_analysis_report_final.pdf

労働政策講義 2024

08 開業支援

執筆

Keiko Kayla Oka (リクルートワークス研究所 客員研究員)

監修

村田 弘美 (リクルートワークス研究所 主幹研究員)

表紙・制作

中元 杏奈 (リクルートワークス研究所)

制作

寺嶋 恵美子 (リクルートワークス研究所)

発行

リクルートワークス研究所 グローバルセンター

2024年1月25日発行

リクルートワークス研究所
〒100-6640
東京都千代田区丸の内1-9-2
グラントウキョウサウスタワー
株式会社リクルート
<https://www.works-i.com>

本誌掲載記事の無断転載を禁じます。
© Recruit Co., Ltd. All rights reserved.

参考資料等に掲載しているURLは各ホームページにリンクしております。
ただし、ページの移動もしくは閉鎖している場合がございます。
(最終リンク確認: 2023年12月)

Works University

労働政策講義 2024

08 開業支援

リクルートワークス研究所

〒100-6640

東京都千代田区丸の内 1-9-2

グラントウキョウサウスタワー

株式会社リクルート

<https://www.works-i.com>